

メキシコにおける営業秘密の保護

Clarke, Modet & Co Mexico

Jose Miguel Mena Lopez



Jose Miguel Mena Lopez 氏はメキシコ商標弁理士であり、商標の出願、訴訟、権利行使を担当している。ライセンス実務、税関登録、模倣品の水際対策についても豊富な経験を有する。Clarke, Modet & Co Mexico はスペインを本拠地とする中南米各国に支部を有する法律事務所のメキシコ支部である。

メキシコでは営業秘密は産業財産法(Industrial Property Law : IPL) に基づいて保護され、同法第 82 条において、「個人もしくは企業が保有し、秘密性を有し、かつ、経済活動を行う上で第三者に対する競争上または経済上の利益の確保もしくは維持に関連する、産業上もしくは商業上の利用可能性を有する情報であって、それに関して当該個人もしくは企業が利用を制限し秘密性を維持する十分な手段もしくはシステムを採用しているもの」と定義されている。IPL のほか、連邦労働法(Federal Labor Law: FLL)および連邦刑法(Federal Criminal Law : FCL)にも営業秘密保護に関する具体的な規定が含まれている。

ある情報が営業秘密とみなされるためには、製造物の性質、特性もしくは目的、生産の方法もしくは過程、または製造物の流通もしくは役務提供の方法や手段に係るものでなければならない、と IPL は規定している (IPL 第 82 条)。また、この情報は有形の表現媒体 (文書、電子または磁気媒体、光ディスク、マイクロフィルム、フィルムその他これらに類する素材) に記されていないなければならない (IPL 第 83 条)。

IPL によれば、公共の財産である情報、従来から知られている情報に基づき当該分野の技術者にとって自明である情報、法規もしくは裁判所命令によって開示が要求される情報は営業秘密とは見なされない。ただし、営業秘密の所有者により官公庁に提出される情報は、当該情報が免許、許可、認可、登録、その他の公的な許認可を取得するために提出される場合には、公共の財産もしくは法規によって開示される情報とはみなされない、とされている (IPL 第 82 条)。

営業秘密の所有者は、契約により、当該秘密情報を他者に譲渡し、またはその使用を許可することができる。技術ノウハウ、技術支援、基本設計もしくは詳細設計等を提供する契約においては、通常それらに含まれる営業秘密を保護するため、守秘義務の規定が盛り込まれる。

契約中の守秘義務条項には、いかなる情報が守秘義務の対象となるか、当該条項に違反した場合の法的責任（刑事上または民事上）について、明確に規定しておく必要がある。さらに、営業秘密の所有者は、営業秘密が実際に開示される個々人との間で秘密保持契約（または不開示契約）を締結することが望ましい。

営業秘密の保護期間について法定の期間は存在せず、営業秘密を政府機関に保護登録する制度も存在しない。したがって、営業秘密の所有者は、自らあらゆる手段を用いて秘密情報への無断アクセスを制限し、その秘密性を保護するとともに、使用許諾契約のすべてに守秘義務規定を盛り込むことを徹底すべきである。

雇用または外部への業務委託に関連して生ずる営業秘密の問題について、IPL と FLL は明示的に規定している。IPL 第 86 条は、「いかなる個人もしくは企業も、他者の営業秘密を取得する目的の下に、当該他者に現在雇用されているか過去に雇用されたことのある労働者を雇用し、または当該他者のために現在サービスを提供しているか過去に提供したことのある専門家、アドバイザーもしくはコンサルタントに業務委託する場合、かかる行為の結果当該他者に生じた損害について、賠償責任を負うものとする。営業秘密を構成する情報を、違法な手段により取得した個人もしくは企業も同様に損害賠償義務を負う」と規定している。

FLL 第 134 条 XIII 項は、「労働者は、自らその生産に直接間接に関与している製品に係る情報、または自ら遂行した業務もしくは私的活動の結果として知得した情報が、開示されれば使用者に損害を与える可能性のある技術上、営業上および製造上の秘密情報に相当する場合、それらの情報の秘密性を保つ義務を負う」と

定めている。さらに FLL 第 47 条は、「労働者が使用者の営業秘密を開示した場合、使用者は責任を問われることなしに当該労働者との雇用関係を解消することができる」と定めている。

メキシコ法は、自らの業務上の立場や業務の遂行、または取引関係を通じて（その秘密性を知らされたうえで）知り得た、または営業秘密の使用に関するライセンス供与の結果として知り得た営業秘密を、自己もしくは第三者の経済的利益の獲得または営業秘密保有者に対して被害を及ぼすことを目的として行った営業秘密の不正使用、開示もしくは濫用に対し、刑事責任と民事責任を明示的に課している。

民事訴訟によって損害賠償を請求する可能性に加え、IPL 第 224 条の規定によれば、営業秘密を窃取した犯罪に対して刑事罰が科される。罪状に応じて 2 年から 5 年の懲役およびメキシコの首都（メキシコシティ）の最低保証日給の 100 倍から 10,000 倍に相当する罰金である。

FCL 第 210 条および 211 条によれば、使用者の秘密情報または業務の遂行過程で、もしくは業務上の地位を利用して入手した情報を開示することにより、使用者その他の利害関係者が損害を被り、かつ、その開示が当該利害関係者の同意を得ることなく合法的な理由なしに行われた場合、その開示は犯罪とみなされ、30 日から 200 日の勤労奉仕という罰が課される。さらに、開示された営業秘密が産業的性質のものである場合、開示者が公務員もしくは専門職業または技術サービスの提供に従事する者である場合、処罰期間は 1～5 年とされ、さらに罰金および 1 年以下の業務停止処分が科される。刑事訴訟は被害者の告訴に基づき連邦検察庁 (Procuraduría General de la República : PGR) で開始される。

さらに、IPL 第 213 条 I 項は、工業、商業またはサービス業の適正な実務および慣習に反する行為であって、その違反の程度が不正競争に相当するとみなされる場合、その行為は行政上の法規違反を構成するとしている。すなわち、この適用範囲の広い産業財産法の規定に基づき、メキシコ産業財産庁 (Instituto Mexicano de la

Propiedad Industrial : IMPI) において、行政上の法律違反を審理することも可能である。IMPI は違反者に対し、違反行為の暫定的停止を命じることができ、暫定的措置だけでは侵害の予防および回避するに十分でないと判断した場合には、業務提供の停止や施設の閉鎖を命じることができる。

侵害に対する処罰は、メキシコシティで適用されている最低保証日給の 20,000 倍以下の罰金から、侵害が行われている事業の一時的もしくは永久的な営業停止にまで及ぶ。36 時間の行政勾留が命じられることもある。

最後に、メキシコは現在、営業秘密を含む知的財産関連のほとんどの条約に加入している。これには「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS)、北米自由貿易協定(NAFTA)等が含まれる。司法裁判の場では、自らの主張を裏付けるためにこれらの条約を援用することも有用だろう。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)